



リム LPG アセスメントメソドロジー

COPYRIGHT©2015 RIM Intelligence Co All Rights Reserved

改訂版（2015年3月）

「価格評価方法の適切性」

リム情報開発の価格評価方法は下記の項目に基づき摘要されていることから、適切であるとみなす。

第1条（価格評価の目的）

リム情報開発が実施するすべてのレポートの価格評価の目的は、エネルギー業界の関係各社に商談が成立可能な水準を示すことで、透明性の高い、より適正な価格での取引を進められるようにすることにある。

第2条（価格評価対象となる取引）

各インデックスにおいて、もっとも流動性がある数量、期間、地域を価格評価の対象とする。また、評価対象となる数値数量、参考として考慮される市場情報、その他価格評価に用いられる「リムトレーディングボード」、取引所などの特定市場情報など、詳細をレポート毎の「メソドロジー」内に記載することとする。

第3条（価格評価対象となる対象時間取引）

各インデックスにおいて、日本を含むアジア時間における取引で最も有効かつ利便性があると判断される時間を価格評価の対象時間として適切とみなす。詳細はレポート毎の「メソドロジー」内に記載することとする。

第4条（価格評価の優先順位）

各インデックスにおいて、相対取引、他の取引市場での成約価格、買唱え、売唱えのうち、評価対象とすべき価格、また採用する価格の優先順位を定める。詳細はレポート毎の「メソドロジー」内に記載することとする。

第5条（取材先の選定）

市場情報の収集にあたり、売り手、買い手に偏りがないように、取扱い量の多さ、市場に与える影響力等を鑑みて選出した複数のメジャー、産油、産ガス会社、石油会社、トレーダー、商社、ディーラー、需要家などに取材を実施することとする。

各レポートチームは、取材先の地域性、取材先が持ち得る情報の種類について、必要に応じて偏りがなければ検討することとする。取材先の恣意性や例外性を認識した場合には、取材担当者とチームリーダーで取材先からの除外を検討する。協議後、社長の承認を得る。

第6条（取材方法）

価格評価を行う取材記者の資質が肝要であり、中立性、公正性の観点からも取材記者の資質、技術向上に向け日常的に取り組むことが必要である。これらの教育を受けている記者により、電話を主体に電子メール、チャットなどを駆使して取材を行うこととする。取材先担当者の信頼性を確保するために、基本的には取材先の会社へ直接電話することにより、その担当者が在籍していることを確認することとする。

第7条（市場情報の信頼性および充分性）

各価格評価の担当者は、取材先より取得した情報が充分であるか、関連当事者との取引で

はないか、恣意的なものがないかを当該者、並びに他の複数の取材先から確認した上で、必要に応じて精査することとする。恣意的な情報が検出された場合には、追加取材により裏付けをとることで価格評価の対象から除外するか否かを判断することとする。また、重大な事項については速やかにスーパーバイザーおよび社長に報告することとする。これらの検討事項および判断は各レポートチームの取材メモ、チェックリスト等に記録することとする。

取材した情報が少ない場合は、比較可能な関連する他の商品と整合性を図るなど、追加取材により裏付けをとることで価格評価の対象から除外するか否かを判断することとする。情報提供者に対しては、「メソドロジー」をWEB上に公開することおよび協力を要請することで、会社が定める価格評価方法上の条件を満たすすべての市場情報を提供するものと期待している。情報提供者の情報が恣意的なものでないことを確認する必要がある場合は、必要に応じてバックオフィスから情報を得ることを検討することとする。

第8条(スーパーバイザーの設置)

(スーパーバイザーの役割)

各レポートに対し、少なくとも1人以上の独立したスーパーバイザーを配置し、レポート公表前に、価格評価の根拠及び評価結果がメソドロジーに遵守して行われているかという観点からレビューを実施することとする。レビュー実施後は、レビュー証跡をスーパーバイザーのPCから各チームに電子メールで送信したもの、あるいはスーパーバイザーが印刷物に署名後、PDF化したもののいずれかを、各チームごとの共有フォルダー内に保管することとする。

(レビュー品質の維持)

スーパーバイザーによるレビューの品質が適切に保たれていることを確認するために、必要に応じて社長によるスポットチェックを行うこととする。スポットチェック実施後は、社長の署名入りスポットチェック証跡をPDF化し、各チームごとの共有フォルダー内に保管する。

(スーパーバイザーの選定)

スーパーバイザーには、原則として該当するレポートチーム以外から、価格評価対象商品および市場について十分な経験および知識を有したものを選定することとする。スーパーバイザーの選定については、取締役会の承認を必要とすることとする。

第9条(価格評価の整合性および一貫性の保持)

価格評価の整合性および一貫性を保持するために、社内研修およびスーパーバイザーによるレビューを徹底して行うこととする。

第10条(メソドロジーの公開)

取締役会により承認された価格評価方法は、会社のWEB上にアップロードし、外部取引先、情報提供者、購読者等が入手可能な状態で管理することとする。「メソドロジー」には、少なくとも以下の項目を記載することとする。

- 価格評価対象となる取引
- 受渡数量基準
- 価格評価対象となる対象時間取引
- 評価の優先順位
- 取材先の選定
- 取材方法

- 市場情報の信頼性および充分性
- 特定の数量単位（バレル、Btu など）が用いられる理由
- スーパーバイザーによるレビュー態勢
- 価格評価対象から除外される取引
- 価格評価の整合性および一貫性を保持するための方策
- メソドロジーの定期的な見直し及び変更プロセス
- 価格評価の訂正、変更

第11条（メソドロジーの定期的な見直し）

「メソドロジー」は少なくとも年1回（毎年10月開催の取締役会）、あるいは商品市場に重大な変更があった場合に見直しを実施し、必要であれば変更を検討することとする。「メソドロジー」の見直しを実施するにあたり、外部取引先、購読者など有識者から聞き取った意見を参考にする。必要に応じてこれらの外部関係者への質問事項をレポート、あるいはWEB上で公開するが、これらの回答に関しては、回答者との信頼関係を保持するために基本的に非公開とする。ただし、回答者の了解の上、公開することもある。

第12条（メソドロジーの変更）

「メソドロジー」の変更が必要と判断された場合、各レポートチーム内で十分に議論した上で、変更点を取締役に提出・稟議にかけることとする。「メソドロジー」の変更確定後は、変更日時を明記の上、変更内容採用開始日の原則として1カ月前、少なくとも2週間前までに、WEB上に変更を実施する旨を公開することとする。

第13条（評価価格の訂正、変更）

誤字、脱字、タイプミスによる訂正は行いが、評価価格を提示した後の情報によって評価価格を変更しないこととする。

価格評価の目的：

価格評価の目的は、レポートの発行日に取引された標準的なスポット売買の実勢相場を表すためである。

価格評価の原則：

リムが標準と定める取引が、発行日に行われたものを現行の価格評価対象とする。

価格の定義：

取引が成立しない場合でも製品の価値は変動するものとする。価格とは、変動する製品の価値を計るものとする。

製品の価値は、需給や生産コスト、他の市場状況やプレーヤーの観点によって変動するものとする。

評価の方法：

価格評価の優先順位は①最新の成約、②売唱え/買唱え、③買い気配/売り気配の順とする

売り手と買い手、双方の内部競争によって製品の価値が決定するものとする。「低い買唱え」に比べて「高い買唱え」、また「高い売唱え」に比べて「低い売唱え」が現行の価値を示すものとする。

カーゴの数量や荷積み/荷揚げ時期、品質や支払い期間といった標準的な規格や条件を基に評価の対象に組み込むものとする。

FOB 中東積み相場

固定価格と市況連動価格を基に評価する。全ての価格評価はリム情報開発記者が各営業日に収集した市況情報に基づく。

FOB 中東 LPG 市場の構造

FOB 中東市場は以下の 3 つのプレーヤーで構成される：産ガス社、トレーダー、輸入業者。リム情報開発は「標準の FOB 中東 LPG スポット玉の取引」を基に価格を評価する。

リムが定義する「標準の FOB 中東 LPG スポット玉の取引」は以下のとおり

例 1	スポットベースで産ガス社がトレーダーに LPG を販売すること
例 2	スポットベースで産ガス社が輸入業者に LPG を販売すること
例 3	スポットベースでトレーダーが他のトレーダーあるいは輸入業者に LPG を販売すること
例 4	スポットベースで輸入業者が他の輸入業者あるいはトレーダーに LPG を販売すること

リムが定義する 3 つのプレーヤーは以下のとおり

産ガス社	LPG を生産かつ輸出する会社
トレーダー	LPG を国際市場で売買する会社
輸入業者	LPG を国際市場で買い、国内市場で転売する会社

価格評価時間帯	レポート発行日の東京時間 19 時に締め切る。
価格単位	価格、プレミアムの単位はトンあたりドル。 現行月に積載するカーゴに対するプレミアムはサウジアラムコの現行月の契約価格 (CP) を対象とする。 翌月に積載するカーゴに対するプレミアムは、その対象月となるサウジアラムコの契約価格 (CP) のリムの予想値を対象とする。 価格はリムが各営業日に実施した市場調査を基に決定する。
評価対象期間	月の前半は当月と翌月に積載するカーゴを対象とする。 月の後半は翌月と翌々月に積載するカーゴを対象とする。 例: 1 月 1~15 日: 対象は 1 月と 2 月 : 1 月 16~31 日: 対象は 2 月と 3 月
標準数量	1 万~4 万 5,000 トンを標準とする。 この対象から外れる数量は、標準数量に換算した場合に相当する価格を参考価格とする。
積地	中東諸国(サウジアラビア、クウェート、アブダビ、カタール、イラン等)の主要な港で積載する FOB ベースの取引を評価対象とする。
品質・規格	プロパンはサウジアラムコが発行する SAMAREC A-140(プロパン最小 95%、ブタン最大 4%、オレフィン含有最大 0.1%)に準ずる。 ブタンはサウジアラムコが発行する SAMAREC A-160(プロパン最大 2%、イソブタン最大 29%、通常ブタン最小 68%、オレフィン含有最大 0.1%)に準ずる

RIM Asia Index(冷凍カーゴ対象)

RIM Asia Index は 4 つの価格の平均から算出する。リムの日本着 CFR 価格と中国着 CFR 価格のうち、それぞれの「当月の半月」から「1 ヶ月先」と「1 ヶ月半先」の半月をそれぞれ対象とする。

例: 1 月前半: 対象は「2 月前半」と「2 月後半」

 : 1 月後半: 対象は「2 月後半」と「3 月前半」

CFR 日本着スポット LPG 価格

固定価格と市況連動価格を基に評価する。全ての価格評価はリム情報開発記者が各営業日に収集した市況情報を基に評価される。

CFR 日本着市場の構造

CFR 日本着市場は以下の 4 つのプレーヤーで構成される：産ガス社、トレーダー、アジア輸入業者、輸入元売り。

リムが定義する CFR 日本着のスポット LPG 取引は以下のとおり：

例 1	スポットベースで産ガス社が LPG を輸入元売りに販売する。
例 2	スポットベースで産ガス社が LPG をトレーダーに販売する。
例 3	スポットベースでトレーダーが LPG を輸入元売りに販売する。
例 4	スポットベースでアジアの輸入業者が輸入元売りに販売する。
例 5	スポットベースでトレーダーまたはアジアの輸入業者が LPG を他のトレーダーに販売する。

リムが定義する CFR 日本着市場のプレーヤーは以下のとおり：

産ガス社	LPG を生産かつ輸出する会社
トレーダー	国際市場で LPG を売買する会社。
アジア輸入業者	国際市場で LPG を売買し、国内市場で転売する日本、韓国、中国あるいは台湾の会社
輸入元売り	国際市場で LPG を売買し、国内市場で転売する日本の会社

価格評価時間帯	レポート発行日の東京時間 19 時に締め切る。
価格単位	単位はトンあたりのドル。 翌月に到着するカーゴに対するプレミアムはリムが予想するサウジアラムコの翌月の契約価格 (CP) を対象とする。 CP 予想値はリムが各営業日に実施した市場調査を基に決定する。
評価対象期間	対象期間は「現行の半月」から「1 カ月先」、「1 カ月半先」と「2 カ月先」のそれぞれ半月の、計 3 半月。 * 日本着ナフサ価格は、「現行の半月」から「1 カ月半先」に到着する日本向けオープンスペックナフサを採用する。
標準数量	2 万～4 万 4,000 トンのカーゴを標準とする。この対象から外れる数量は、標準数量に換算した場合に相当する価格を参考価格とする。
到着港	日本の一次基地着、CFR ベースの取引を評価対象とする。
品質・規格	プロパンはサウジアラムコが発行する SAMAREC A-140 (プロパン最小 95%、ブタン最大 4%、オレフィン含有最大 0.1%) に準ずる。 ブタンはサウジアラムコが発行する SAMAREC A-160 (プロパン最大 2%、イソブタン最大 29%、通常ブタン最小 68%、オレフィン含有最大 0.1%) に準ずる

Japan Index

JAPAN INDEX はリムが評価する CFR 日本着価格の、始め 2 半月の平均から算出する。

CFR 中国着スポット価格

固定価格と市況連動価格を評価対象とする。リム情報開発の記者が各営業日に収集した市況情報を基に全ての価格を評価する。

リムが定義する CFR 中国着スポット LPG 価格の「元」表記は以下の式に基づく：

冷凍カーゴ=[(ドル/トン価格)+(輸入関税 1%)+(付加価値税 13%)]X(元/ドル換算)

CFR 中国冷凍 LPG 市場の構造

CFR 中国着市場は以下の 4 つのプレーヤーで構成される：産ガス社、トレーダー、アジア輸入業者、中国輸入業者。

リムが基準と定める中国着冷凍カーゴ CFR のスポット LPG 取引は以下のとおり：

例 1	スポットベースで、産ガス社が LPG を中国輸入業者に販売する。
例 2	スポットベースで産ガス社が LPG をトレーダーに販売する。
例 3	スポットベースでトレーダーが LPG を中国輸入業者に販売する。
例 4	スポットベースでアジアの輸入業者が中国輸入業者に販売する。
例 5	スポットベースでアジアの輸入業者が LPG を他のトレーダーに販売する。

リムが定義する CFR 中国着市場のプレーヤーは以下のとおり：

産ガス社	LPG を生産かつ輸出する会社
トレーダー	国際市場で LPG を売買する会社。
アジア輸入業者	国際市場で LPG を売買し、国内市場で転売する日本、韓国、中国あるいは台湾の会社
中国輸入業者	国際市場で LPG を売買し、国内市場で転売する中国の会社

価格評価時間帯	価格評価時間帯は、レポート発行日の東京時間 19 時に締め切られる
価格単位	単位はトンあたりのドル。 翌月に到着するカーゴに対するプレミアムはリムが予想するサウジアラムコの翌月の契約価格 (CP) を対象とする。 CP 予想値はリムが各営業日に実施した市場調査を基に決定する。
評価対象期間	対象期間は「現行の半月」から「1 カ月先」、「1 カ月半先」のそれぞれ半月の、計 2 半月。
標準数量	2 万～4 万 4,000 トンのカーゴをリム価格評価対象の標準とする。この対象から外れる数量は、標準数量に換算した場合に相当する価格を参考価格とする。
到着港	中国の一次輸入基地着、CFR ベースの取引を評価対象とする。
品質・規格	プロパンはサウジアラムコが発行する SAMAREC A-140 (プロパン最小 95%、ブタン最大 4%、オレフィン含有最大 0.1%) に準ずる。 ブタンはサウジアラムコが発行する SAMAREC A-160 (プロパン最大 2%、イソブタン最大 29%、通常ブタン最小 68%、オレフィン含有最大 0.1%) に準ずる

China Index

CHINA INDEX はリムが評価する中国 CFR 着価格の 2 半月の平均から算出する。

FOB 米ガルフスポット価格

固定価格と市況連動価格を評価対象とする。リム情報開発の記者が各営業日に収集した市況情報を基に全ての価格を評価する。

FOB 米ガルフスポット市場の構造

FOB 米ガルフ市場は以下の 3 つのプレーヤーで構成される：供給業者、トレーダー、輸入業者。

リムが基準と定める FOB 米ガルフのスポット LPG 取引は以下のとおり：

例 1	スポットベースで供給業者が LPG をトレーダーに販売する。
例 2	スポットベースで供給業者が LPG を輸入業者に販売する。
例 3	スポットベースでトレーダーが他のトレーダーあるいは輸入業者に LPG を販売する。
例 4	スポットベースで輸入業者が他の輸入業者あるいはトレーダーに LPG を販売する。

リムが定義する米ガルフ FOB 市場のプレーヤーは以下のとおり：

供給業者	LPG を供給する会社
トレーダー	LPG を国際市場で売買する会社
輸入業者	LPG を国際市場で売買し、国内市場で転売する会社。

価格評価時間帯	レポート発行日の東京時間 19 時に締め切る。
価格単位	単位はトンあたりのドルとガロンあたりのセント。 現行月のプレミアムは、現行月のモントベルビュー市況を対象とする。 翌月のプレミアムは、翌月のモントベルビュー市況を対象とする。
評価対象期間	価格評価の期間は、リム発行日の月前半と月後半で変更する。月前半は「当月」と「翌月」に荷積みされるカーゴが対象。月後半は「翌月」と「翌々月」に荷積みされるカーゴが対象。
標準数量	1 万～4 万 5,000 トンのカーゴを標準数量とする。この対象から外れる数量は、標準数量に換算した場合に相当する価格を参考価格とする。
荷積み港	米ガルフの主要港(ヒューストンなど)で積載する FOB ベースの取引を評価対象とする。
品質・規格	米エンタープライズ社あるいはタルガ社が定める品質・規格に準ずる。

FOB 華南/東南アジア積み、CFR ベトナム着

A.FOB 華南積み高圧カーゴ

価格評価時間帯	レポート発行日の東京時間 19 時に締め切る。
価格評価	固定価格で評価する。
価格単位	トンあたりドル。
評価対象期間	現行の半月から「半月先」と「1 ヶ月先」の計 2 半月が対象。
標準数量	1,000～2,500 トンを標準とする。 プロパン/ブタン比率は 50 : 50。
積み港	華南の港で荷積みされたものが対象。
品質・規格	サウジアラムコがプロパン、ブタンに対して定める品質規格に準ずる。

B.FOB 東南アジア高圧カーゴ

価格評価時間帯	レポート発行日の東京時間 19 時に締め切る。
価格評価	固定価格と CP 対比のプレミアムあるいはディスカウントで評価する。
価格単位	価格とプレミアムあるいはディスカウントは、トンあたりのドル。
評価対象期間	現行の半月から「半月先」と「1 ヶ月先」の計 2 半月が対象。
標準数量	1,000～2,500 トンを標準とする。 プロパン/ブタン比率は 30 : 70。
積み港	シンガポール、マレーシア、タイを含む東南アジアで荷積みされたものが対象。
品質・規格	サウジアラムコがプロパン、ブタンに対して定める品質規格に準ずる。

C.CFR ベトナム着高圧カーゴ

価格評価時間帯	レポート発行日の東京時間 19 時に締め切る
価格評価	固定価格と CP 対比のプレミアムあるいはディスカウントで評価する。
価格単位	価格とプレミアムあるいはディスカウントは、トンあたりのドル。
評価対象期間	現行の半月から「半月先」と「1 ヶ月先」の計 2 半月が対象。
標準数量	1,000～2,500 トンを標準とする。 プロパン/ブタン比率は 30 : 70。
荷揚げ港	北ベトナム(ハイフォン)と南ベトナム(ホーチミン)を主要港として荷揚げするものを対象とする。
品質・規格	サウジアラムコがプロパン、ブタンに対して定める品質規格に準ずる。

LPG フレート相場

1.VLGC フレート(冷凍フレート)

冷凍フレートは 1 港積み/1 港揚げを基に、以下の航路を価格評価する。

- A. ラスタヌラ/極東
- B. アルジェリア/極東
- C. 北西ヨーロッパ/極東
- D. ヤンブー/地中海
- E. アルジェリア/北西ヨーロッパ
- F. アルジェリア/米ガルフ
- G. 米ガルフ/極東
- H. 米ガルフ/北西ヨーロッパ

2. ターム/スポット コンバインド フレート(中東/日本間)

1 港積み/1 港揚げを基に、中東/日本航路を通る標準的な VLGC を評価対象とする。「(1) 自社船を含む長期備船」と「(2) 標準的な数量を積載したスポット備船」の両方を考慮する。(1) の航海日数には「ラスタヌラ/日本の航海日数」、「荷積み/荷揚げに要する時間」、「バンカーあるいはシーマージン」を含む。また、(1) にはバンカー代と港湾使用料も含む。

3. 高圧フレート

A. 華南/ハイフォン

華南の 1 港積み/ハイフォンの主要 1 港揚げを基に、1,000~2,500 トン級の標準的な船を評価対象とする。

B. シンガポール/ホーチミン

シンガポールの 1 港積み/南ベトナムのホーチミン市を主要揚げ港の 1 つとした、1,000~2,500 トン級の標準的な船を評価対象とする。

中国国内卸価格

中国国内卸価格：South China Index と East China Index

South China Index と East China Index は、華南と華東それぞれの国内卸相場の価格動向を明確化したもの。

South China Index

South China Index は、広東東部、深セン、広州、珠海、広東西部、広西、海南の末端需要家の消費量を基にした加重平均で算出する。

East China Index

East China Index は、江蘇、上海、浙江、福建の末端需要家の消費量を基にした加重平均で算出する。

華南の 7 市場、華東の 4 市場全ての輸入および精製 LPG を評価対象とする。リム情報開発の記者が各営業日に収集した市況情報を基に全ての価格を評価する。製油所が精製した LPG の価格も、輸入 LPG の価格評価の参考とする。

中国国内卸市場の構造。

中国国内市場のプレーヤーは以下の 3 つのプレーヤーで構成される：輸入業者、トレーダー、末端需要家。中国国内 LPG 価格は標準的なスポット取引を基に算出する。

リムが基準と定める中国国内卸 LPG 市場での取引は以下のとおり：

例 1	スポットベースで輸入業者が、末端需要家/小売業者の代替としてのトレーダー向けに LPG を販売する。
例 2	スポットベースで、輸入業者が直接、末端需要家/小売業者に LPG を販売する。
例 3	トレーダーが輸入業者の代替として、末端需要家/小売業者に LPG を販売する。

リムが定義する中国国内市の 3 つのプレーヤーは以下のとおり：

輸入業者	LPG を輸入し、国内卸市場で転売する会社。
トレーダー	輸入業者の代わりに LPG を販売し、末端需要家あるいは小売業者の代わりに LPG を買い付ける会社。
末端需要家	業務用に大口で LPG を買う会社。民生需要家の消費者は定義には含まれない。
小売業者	大口で LPG を買い、民生需要家や他の需要家に転売する会社。

価格評価時間帯	レポート発行日の東京時間 19 時に締め切る。
価格単位	基地出しベース、トンあたりの元。
評価対象期間	発行日の 1 週間以内に荷積みする LPG カーゴが対象
標準数量	50 トン以上のカーゴの取引を標準と定める。この対象から外れる数量は、標準数量に換算した場合に相当する価格を参考価格とする。
荷積み基地	華南国内卸価格は、広東東部、深セン、広州、珠海、広東西部、広西、海南の輸入基地と二次基地で荷積みされた基地出しベースのカーゴの取引を対象とする。 華東国内卸価格は、江蘇、上海、浙江、福建の輸入基地と二次基地で荷積みされた基地出しベースのカーゴの取引を対象とする。
品質・規格	プロパンはサウジアラムコが定める SAMAREC A-140、ブタンはサウジアラムコが定める SAMAREC A-160 にそれぞれ準ずる。

CP スワップ

サウジアラムコ CP の期先限月のスワップを価格評価する。この評価は、サウジアラムコが定める翌月の CP を予測する際の材料とする。価格評価はすべて、取材記者が毎営業日に市場調査で得た情報に基づく。

スワップ市場の構造

CP スワップ市場は以下の 4 つのプレーヤーで構成される：金融機関、LPG トレーダー、LPG 輸入業者、そして LPG 産ガス社である。CP スワップの価格評価は OTC 取引での売買を対象とする。

リムが定める CP スワップ市場の 4 つのプレーヤーは以下のとおり：

輸入業者	LPG を輸入し、国内卸市場で転売する会社。現物の LPG を買い付けることのリスクを回避するため、CP スワップを取引する会社。
トレーダー	国際市場で主に LPG を取引しており、現物の LPG にかかるリスクを回避するため、CP スワップを取引する会社。
金融機関	LPG を主要製品の 1 つとして、金融派生商品を取引する会社。
産ガス社	LPG を生産する会社。

価格評価時間帯	レポート発行日の東京時間 19 時に締め切られる。
価格単位	FOB 中東ベースのトンあたりドル。
評価対象期間	期先3カ月が対象。
標準数量	1,000～5,000トンを通常の数量と規定する。この対象から外れる数量は、標準数量に換算した場合に相当する価格を参考価格とする。

モントベルビュースワップ

モントベルビューの期先月の LPG スワップを価格評価する。すべての価格は、リムが毎営業日に調査した市場の情報に基づく。

LPG 熱量換算値

アラビアンライト原油に対する LPG の熱量比は、以下の計算式に基づいて算定する。

プロパン： $\text{アラビアンライト原油価格} \times 47.39 / 5.78$

ブタン： $\text{アラビアンライト原油価格} \times 46.74 / 5.78$

また、アラビアンライト原油に対する LPG の熱量比と、FOB 中東のスポット LPG 価格の比較もパーセンテージで提示する。

アラビアンライト原油の価格はリムが毎営業日に価格評価する。アラビアンライト原油価格の対象は、当月の翌月に荷積みされるカーゴとなる。

リム LPG 国内海上バージ渡しスポット価格評価基準

改訂版（2014年9月）

受渡形態と受渡ポイント、価格評価地域

海上は一次基地バージ取りの EX パイプ取引を価格評価の基準とする。ただし、届けベースの取引も価格評価において参考材料とするケースもある。その際、EX パイプ価格への引き戻しは実勢運賃を用いる。

リムで価格評価する受渡地域は、東京湾岸（京浜）と伊勢湾岸（中京）、大阪湾岸（阪神）、瀬戸内、大分を含む西日本の2地域とする。リムのコメントにおいては東京湾岸を京浜と呼ぶが、京浜には千葉も含む。鹿島については厳密な意味で東京湾岸ないし京浜に該当しないが、慣習的に価格評価において東京湾岸ないし京浜と同等に扱っており、リムでも鹿島出しの取引を東京湾岸ないし京浜のそれと同等と見做す。

受渡数量

価格評価の対象となる受渡数量は、1ロット500トン以上とする。ただし、海上の200トン以上～500トン未満の取引も価格評価において考慮する。

受渡タイミング

当月最終営業日から起算して5日営業日前までは当月渡し物を価格評価の対象とし、4営業日前から翌月渡し物に価格評価が移行する。

価格評価時間帯

当日の価格評価は、10時～19時の間に成立した取引の価格や取引にまつわる売買唱えを基準とする。

価格評価の優先順位

価格評価の優先順位は原則として、①「Rim Trading Board」（メソドロジーは別途掲載）に掲載された成約価格、売買唱え ②「Rim Trading Board」に未掲載ながら売買双方あるいは、いずれから確認した成約価格、売買唱え、③売り気配、買い気配とする。ただし、①②の妥当性を吟味する上で、③についても価格評価上、これを重視する。実勢をより忠実に反映する上で、多数の市場参加者が唱えている売買値の範囲が大きく乖離している成約価格については、評価の対象から除外する。

成約情報の中には、売買当事者双方から確認を得たもの、売買当事者の何れか一方から確認を得たものの他に、情報源として信頼すべき複数の第三者からもたらされるものがあるが、基本的にはこれを採用しない。また、売買当事者からの情報であっても、それが虚偽であることが判明した場合、これを採用しない。

価格評価の対象となる取引

スポット・ベースのアウトライト取引を評価基準に置き、売買当事者から確認が得られたものを採用する。ターム取引は除外する。パッケージ取引、ロケーション・スワップ、タイム・スワップ、さらにバーター取引は、価格評価の上で参考材料とするが、全面的に

反映することはない。

冒頭のとおり届けベースの取引は、実勢運賃を用いて、EXパイプ価格に換算する。産燃需要家向けの所謂、直需販売はその取引の性格上、種々の要因により、スポット市況の実勢から乖離した価格で決定する 경우가少なくない。このため、直需販売価格については相場傾向を勘案しながら、価格評価における参考材料とはするものの、これを全面的に評価に反映することはしない。

元売り精製玉のLPガス取引価格は、スポット扱い量が限られているため、価格評価にはそのまま反映はしない。ただし、その格差変動は需給動向の指標となるため、価格評価において参考材料とする。

品質

基本的に、日本LPガス協会の品質ガイドラインに即した通関後の輸入品、あるいは国産品を評価対象とする。

リム LPG 国内陸上ラック価格評価基準

改訂版（2014 年 9 月）

価格評価の原則

価格評価のあり方として、「市場参加者の多くが買付け可能な価格、あるいは販売可能な価格」、すなわち「取引が成立し得る実勢相場」を導き出すことが肝要であって、そうした基本姿勢のもとでは極端な高値、安値の取引はそれが仮に事実であっても、いわゆる「実勢相場」から大きく乖離している場合、これを除外する。価格評価の要素としては、成約価格、売唱えおよび買唱えを基本として、生産・輸入コスト、需給要因も勘案する。

価格評価をする上で材料となる市場情報は、大別して、①売買当事者双方から確認を得たもの ②売買当事者の何れか一方から確認を得たもの ③情報源として信頼すべき複数の第三者からもたらされるもの——となる。情報の確度として①が最も望ましいのは言うまでもないが、種々の制約から②に留まるケースも少なくない。リムでは価格評価にあたって①の情報を原則とし、②の情報も考慮する。ただし、③は採用しない。また、売買当事者からの情報であっても、それが虚偽であることが判明した場合、これを採用しない。

受渡形態と受渡ポイント、価格評価地域

製油所あるいは一次基地出しスポット LPG タンクローリー取りの EX パイプ取引を価格評価の基準とする。ただし、届けベースの取引も価格評価において参考材料とするケースもある。その際、EX パイプ価格への引き戻しは実勢のローリー運賃を用いる。

リムで価格評価する受渡地域は、京浜として千葉、川崎出荷、阪神として堺出荷を対象とする。京浜には鹿島出荷も評価の対象として含み、阪神には中京、瀬戸内、北九州も評価の参考にする。

受渡数量

価格評価の対象となる受渡し数量は 100 トン以上とする。ただし 50 トン～100 トン未満の取引も価格評価において考慮する。

受渡タイミング

当月最終営業日から起算して 5 日営業日前までは当月渡し物を価格評価の対象とし、4 営業日前から翌月渡し物に価格評価が移行する。

価格評価時間帯

当日の価格評価は、10 時～19 時の間に成立した取引の価格や取引に関わる売買唱えを基準とする。

価格評価の対象となる取引

スポット・ベースのアウトライト取引を評価基準に置き、「Rim Trading Board」（メソドロジーは別途掲載）に掲載された成約価格、売買唱え、あるいは「Rim Trading Board」未掲載ながら売買当事者から確認が取れた成約価格、売買唱えを採用する。これらはすべて製油所および一次基地のラック渡し、すなわち EX パイプを基準とする。届けベースの

取引は、実勢運賃を用いて、ラック渡し価格に換算する。ターム取引は除外する。産業燃料ユーザー向けのいわゆる直需、直売取引は、参考として考慮するものの、直接的な価格評価の対象にしない。官公需関連の入札価格も同様の扱いとする。

パッケージ取引、両製品間スワップ、ロケーション・スワップ、タイム・スワップ、さらにバーター取引は、価格評価の上で参考材料とするが、全面的に反映することはない。

品質

基本的に、日本 LP ガス協会の品質ガイドラインに即した通関後の輸入品、あるいは国産品を評価対象とする。